

**大口町子ども・子育て支援事業計画 別冊
(案)**

令和5年3月改訂版

大 口 町

本書は、令和2年3月に策定した「大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」のうち、「第2章 子ども・子育て支援事業計画」の「2-1 子ども・子育て支援事業計画の概要」から「2-6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」について見直したものです。この計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間としており、令和4年度が中間年度に当たることから、過去2年間の実績を踏まえ、ニーズ量を推計するとともに、その確保方策について見直したものです。なお、見直した事業等は、以下のとおりです。

【将来の児童数】

- ・令和2年4月から令和4年4月までの住民登録状況を踏まえ、推計児童数を見直し
→2 ページ

【量の見込み（ニーズ量の見込み）を見直した事業】

[教育・保育]

- ・幼児期の教育（幼稚園・認定こども園） →3 ページ
- ・幼児期の保育（保育園・認定こども園・地域型保育事業） →5 ページ

[地域子ども・子育て支援事業]

- ・時間外保育（延長保育）事業 →9 ページ
- ・一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり：預かり保育）
→11 ページ
- ・一時保育事業等（幼稚園等における預かり保育以外） →12 ページ
- ・地域子育て支援拠点事業 →13 ページ
- ・病児保育事業 →15 ページ
- ・すくすくサポート事業（子育て援助活動支援事業） →16 ページ
- ・放課後児童健全育成事業 →18 ページ
- ・赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） →25 ページ
- ・妊婦健康診査 →26 ページ
- ・幼稚園の給食における実費徴収にかかる補足給付事業 →27 ページ

【確保方策（確保目標量）を見直した事業】

[教育・保育]

- ・幼児期の保育（保育園・認定こども園・地域型保育事業） →5 ページ

[地域子ども・子育て支援事業]

- ・一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり：預かり保育）
→11 ページ
- ・一時保育事業等（幼稚園等における預かり保育以外） →12 ページ
- ・すくすくサポート事業（子育て援助活動支援事業） →16 ページ
- ・放課後児童健全育成事業 →18 ページ

第2章 子ども・子育て支援事業計画

2-1 子ども・子育て支援事業計画の概要

子ども・子育て支援事業計画は、幼児期（小学校就学前）の児童への教育・保育や地域の子育て支援について、需要量の推計や提供体制などを定めるものです。

これらの内容は、前期計画より次世代育成支援行動計画の一部として、「教育・保育提供区域」の設定や「各年度における教育・保育提供区域ごとのニーズ量の見込み、提供体制の内容、実施時期」などを定めることとなりました。

2-2 「量の見込」と「確保方策」について

子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」とはニーズ量の推計値であり、これまでのサービスの利用実績や平成30年12月に実施した「子ども・子育て意向調査」による利用希望の結果、将来の児童数等を踏まえて設定しています。また、「量の見込み」に対応する、本町の提供体制を「確保方策」としています。

この2つは、年度ごと、かつ教育・保育提供区域ごとに定めるものであり、「量の見込み」と「確保方策」に差がある場合は、現状の実績を考慮し必要に応じて提供体制など事業の推進を図ります。

また、子ども・子育て支援事業計画の中間年にあたる令和4年度には、それまでの実績を考慮したうえで計画期間後半の令和5年度、6年度のニーズ量を推計し、それに対応する提供体制を「確保方策」とする中間見直しを実施しています。

なお、本章に記載してある令和2年度、3年度のニーズ量の見込みは、計画中間年までにおける実績値に置き換えており、令和4年度は実績値又は推計値、令和5年度、6年度については、推計値を記載しています。

2-3 将来の児童数

	3歳未満児				3歳以上児				未就学児計
	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	
令和2年度 (2020)	208人	237人	259人	704人	254人	265人	270人	789人	1,493人
令和3年度 (2021)	219人	212人	249人	680人	253人	261人	267人	781人	1,461人
令和4年度 (2022)	208人	210人	210人	628人	248人	249人	261人	758人	1,386人
令和5年度 (2023)	208人	208人	210人	626人	210人	248人	249人	707人	1,333人
令和6年度 (2024)	208人	208人	208人	624人	210人	210人	248人	668人	1,292人

	小学校1～3年生				小学校4～6年生				就学児計
	6歳	7歳	8歳	小計	9歳	10歳	11歳	小計	
令和2年度 (2020)	259人	244人	242人	745人	253人	214人	265人	732人	1,477人
令和3年度 (2021)	266人	256人	240人	762人	242人	252人	213人	707人	1,469人
令和4年度 (2022)	262人	270人	257人	789人	238人	243人	252人	733人	1,522人
令和5年度 (2023)	261人	262人	270人	793人	257人	238人	243人	738人	1,531人
令和6年度 (2024)	249人	261人	262人	772人	270人	257人	238人	765人	1,537人

	合計
令和2年度 (2020)	2,970人
令和3年度 (2021)	2,930人
令和4年度 (2022)	2,908人
令和5年度 (2023)	2,864人
令和6年度 (2024)	2,829人

※令和2～4年度までについては、各年4月1日現在の児童数実績値。令和5年度以降については推計値。

2-4 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。本計画においては、町域や現在の施設の整備状況・利用状況等を考慮し、町全域を一つの教育・保育提供区域として設定します。

2-5 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育（幼稚園・認定こども園）

現 状

本町に在住し、町内の幼稚園に通っている幼稚園児は令和4年4月1日現在で226人です。町外の幼稚園に通っている幼稚園児64人を合計すると、本町の幼稚園児数は290人です。

幼児期の教育施設としては、現在、町内には2園の私立幼稚園があり、これら2つの幼稚園の定員は計388人です。

令和5年度の本町私立幼稚園の園児数の予定は、町内在住の幼稚園児は201人、町外在住の幼稚園児130人を合わせると331人となっており、定員に収まる状況であります。町外の幼稚園に通っている町内在住の幼稚園児75人を合計すると406人であり、定員を上回る状況となっています。

実 績

		H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
利用者数 (人)	町内在住者の 幼稚園通園者 ^{※1}	253	275	295	311	343
	町内幼稚園への 通園者数 ^{※2}	392	390	420	411	420
定員 (人)	大口幼稚園	268	268	268	268	268
	ラ・モーナ幼稚園	120	120	120	120	120
	合計	388	388	388	388	388

※1 町外幼稚園への通園者数を含む。

※2 町外在住者の町内幼稚園への通園者数を含む。

量の見込みと確保目標量

認定区分	計画期間					
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
量の見込み (人)	334	331	306	285	269	
1号	277	280	253	233	220	
2号(教育)	59	55	57	49	46	
2号 (教育+預かり保育)	2	4	4	3	3	
確保目標量						
(人)	大口幼稚園	268	268	268	268	268
	ラ・モーナ 幼稚園	120	120	120	120	120
	合計	388	388	388	388	388

※令和2～4年度については、各年度月初日の認定者数の最高数値。令和5年度以降は3～5歳の推計児童数に推計支給認定割合を乗じて算出。

サービスの確保方策

- 本町在住の3～5歳児の教育ニーズ量は、令和2年度が334人、令和4年度が306人と利用者が減少しました。女性就業率の上昇傾向により、保育ニーズの需要が見込まれることや、出生数の減少により、計画期間最終年の令和6年度には、269人にまで減少することが見込まれます。
- こうした幼児教育ニーズ量の見込みに対して、既設の私立幼稚園2園（定員：388人）によってニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していきます。
- 一方、今後も隣接市町在住の幼稚園児数が町内在住で町外の幼稚園に通園する園児数を上回り、定員数を超過する状況が生じることも予想されますが、これまでのように空きスペースの利用や職員配置の充実等により対応するよう必要に応じて私立幼稚園に対して協力を求めていくものとします。

【参考：認定区分】

- ◆ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
 - ◆ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
 - ◆ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- ※2号・3号認定子どもについては、さらに保育標準時間（最大11時間の保育）または保育短時間（最大8時間の保育）のどちらかに区分されます。

（2）幼児期の保育（保育園・認定こども園・地域型保育事業）

現 状

幼児期の保育施設としては、現在、町内には3園の公立保育園、1園の私立保育園の計4園があり、保育指針に基づき、平日家庭保育が十分できない保護者に代わり、保育を行い、園児の健全な心身の発達を支援しています。保育園の保育時間は、平日午前8時30分から午後4時30分の8時間（保育短時間認定）と平日午前7時30分から午後6時30分の11時間（保育標準時間認定）があり、土曜日の保育については、運営の効率化のため大口中保育園、大口町立西保育園での保育を実施しています。また、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、第3子以降の子どもの利用者負担額を免除しています。

3～5歳児保育については、ここ数年はほぼ横ばい傾向であり、約460人の園児が入所しています。

一方、0～2歳児保育は一貫して増加傾向にあり、平成26年112人、平成30年213人、令和2年234人、そして、令和4年には249人と増加しました。特に1～2歳児の増加が著しく、こうした需要の拡大に対処するため、平成29年度には大口町立北保育園の建て替えに合わせて、0～2歳児保育の定員を35人分拡充、平成31年度には大口町立西保育園で空きスペースの利用や職員配置により、0～2歳児保育の定員を15人分拡充、令和2年度に大口町立西保育園の増改築により、0～2歳児の定員を75人分拡充、令和4年度に大口中保育園の0歳児及び1歳児の定員を5人拡充し、0～2歳児の定員を287人まで引き上げ、未満児保育ニーズに適宜対応してきました。

さらに、大口町立北保育園では、平成29年度に0～2歳児の定員拡大したことに伴い、その後、3～5歳児保育の需要が高まったことから、令和元年度には3～5歳児保育の定員（40人分）を拡充することによって増加した需要に対応しています。

実績

		H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	
利用者数 (人)	0歳児	2(29)	1(30)	6(35)	4(35)	8(42)	
	1歳児	40	50	59	77	73	
	2歳児	43	55	70	92	98	
	3歳児	148	151	114	139	149	
	4歳児	137	153	155	123	148	
	5歳児	164	138	154	153	128	
	0～2歳児	(4/1現在)	85	106	135	173	179
		(3/1現在)	112	135	164	204	213
	3～5歳児	(4/1現在)	449	442	423	415	425
	合計	(4/1現在)	534	548	558	588	604
(3/1現在)		561	577	587	619	638	
定員 (人)	公立保育園	南保育園	140	140	140	145	145
		0～2歳児	35	35	35	35	35
		3～5歳児	105	105	105	110	110
		西保育園	200	200	200	175	175
		0～2歳児	45	45	45	45	45
		3～5歳児	155	155	155	130	130
		北保育園	150	150	150	170	170
		0～2歳児	35	35	35	70	70
		3～5歳児	115	115	115	100	100
	私立保育園	大口中保育園	170	170	170	170	170
		0～2歳児	42	42	42	42	42
		3～5歳児	128	128	128	128	128
	合計		660	660	660	660	660
		0～2歳児	157	157	157	192	192
3～5歳児		503	503	503	468	468	

※データは4月1日現在。ただし、()内数字は0歳児のみ3月1日現在。

量の見込みと確保目標量

		計画期間				
		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の 見込み(人)	2号認定(3～5 歳児の保育ニ ーズ)	468	468	452	424	400
	3号認定(0歳)	39	39	41	42	42
	3号認定 (1～2歳)	195	198	208	217	216
	計(0～2歳)	234	237	249	259	258
	合計	702	705	701	683	658
確保目標量 (人)	3～5歳児	508	508	503	503	503
	0歳児	40	45	49	42	42
	1～2歳児	242	237	238	245	245
	0～2歳児	282	282	287	287	287
	保育園	282	282	287	287	287
	地域型保育事業	-	-	-	-	-
	合計	790	790	790	790	790
	保育園	790	790	790	790	790
	地域型保育事業	-	-	-	-	-

※令和2～4年度のニーズ量の見込みは、各年度の実績値の最高値。令和5年度以降は3～5歳の推計児童数に推計支給認定割合を乗じて算出。

サービスの確保方策

①＜2号認定(3～5歳児の保育ニーズ)＞の保育量の確保方策

- 3～5歳児保育ニーズ量は、これまでの0～2歳児保育の定員増や女性就業率の上昇傾向により引き続き見込めるものの、ここ数年の出生数の減少に伴い、今後は減少傾向が予想され、令和5年度で424人、令和6年度で400人が見込まれます。
- これに対して、町内にある4つの保育園における3～5歳児保育の定員は令和4年度時点で503人を見込むことができ、これによって、ニーズ量を満たすサービス量を確保していくものとします。

②＜3号認定(0～2歳児の保育ニーズ)＞の保育量の確保方策

- 0～2歳児保育ニーズ量は、今後も増え続け、令和5年度で259人、令和6年度で258人が見込まれます。

- これに対して、町内にある4つの保育園における0～2歳児保育の定員は令和4年度時点で287人を見込むことができ、これによって、ニーズ量を満たすサービス量を確保していくものとします。
- 一方、0歳児及び1歳児については、女性就業率の上昇傾向により、今後も保育需要が増えることが想定されることも視野に入れ、保育士の配置や保育室の利用方法の見直し、空きスペースの利用等を考慮しつつ、0歳児保育と1～2歳児保育のバランスにも配慮しながら、0歳児及び1歳児の保育需要に柔軟に対応していきます。
- また、保育サービスの定員拡大のためには保育士の増員が必要不可欠であるものの、保育士が不足する社会情勢にあります。そこで、人材紹介の利用、町独自の就職支援事業の開催、養成校での保育士の魅力を伝える活動の実施等で優秀な保育士の確保に努め、事務員や看護師の配置、園舎の清掃業務やおむつ処理業務の委託等により保育士が保育に集中できる環境づくりを行い、保育士の資質や保育環境の向上など保育の質の確保に十分配慮しながら、引き続き保育士の確保により一層努めていくものとします。
- さらに、0～2歳児の保育ニーズがより一層高まっていくような事態が将来的に起こることも視野に入れ、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ「認定こども園」や原則0～2歳児を対象に、少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」の設置についても引き続き検討していきます。

保育利用率の目標数値

- 各計画年度における保育利用率（満3歳未満の子どもの数の全体に占める保育園の3号認定（0～2歳）の子どもの利用定員数の割合）は、次のとおりの見込です。

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
保育利用率	40.1%	41.5%	44.9%	45.8%	46.0%

※各年度、3号認定の子どもの利用定員数：令和2年～3年度は282人。令和4年度以降は287人。

※令和2年度から令和4年度については、各年4月1日現在の満3歳未満児人口における3号認定の子どもの利用定員数の割合

※令和5年度以降は、各年4月1日現在の満3歳未満児人口推計値における3号認定の子どもの利用定員数の割合。

2-6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育（延長保育）事業

現 状

保育園の保育時間は、平日午前8時30分から午後4時30分の8時間を（保育短時間認定）と平日午前7時30分から午後6時30分の11時間（保育標準時間認定）があり、保護者の勤務時間や通勤時間等の理由で、この8時間を超えて行う保育事業を一般的には時間外保育（延長保育）事業と捉えています。

一方、子ども・子育て支援制度では、保育時間11時間（保育標準時間認定）を超えて行う保育事業を時間外保育（延長保育）事業としています。

これまで本町では、公立保育園3園で平日午前7時30分から午後6時30分の時間外保育（11時間以内の延長保育）を実施してきました。また、私立保育園1園（大口中保育園）で平日午前7時30分から午後7時の時間外保育（11時間を超えての延長保育）実施してきました。

11時間以内の延長保育は増加傾向がみられ、11時間を超えての延長保育については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度には大幅に減少しましたが、それ以降、徐々に増加傾向にあります。このような状況に対して、延長保育を実施するために必要に応じて適宜職員を追加配置することによってニーズに対応しています。

実 績

	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
利用者数（人） ※11H超（18:30-19:00）	6	5	6	4	17

※各年度の最高値（月単位）を実績として掲載

量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)
ニーズ量の見込み (人)	11	14	19	23	28
確保目標量 (人)	24	26	28	30	31

※令和2～4年度のニーズ量の見込みについては、月単位の最高値の利用実績。令和5年度以降については、推計値。

サービスの確保方策

- 保育時間 11 時間を超えて行う時間外保育（延長保育）のニーズ量は、今後も 23 人～28 人の範囲内で増加基調が続くことが見込まれます。
- そこで、計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

(2) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり：預かり保育）

現 状

町内にある2つの幼稚園では、保護者の就労形態の多様化に伴う社会ニーズに対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を確保するために、在園児を対象に教育時間終了後の預かり保育を実施しています。

実 績

		H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
延べ利用者数 (人・日)	平日	4,873	6,115	5,248	4,418	5,285
	長期休暇等	2,387	2,022	2,383	2,300	2,420
	合計	7,260	8,137	7,631	6,718	7,705

量の見込みと確保目標量

		計画期間				
		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の 見込み (人・日)	平日	5,657	6,340	6,342	6,342	6,342
	長期休暇	2,047	2,076	2,040	2,040	2,040
	合計	7,411	8,416	8,382	8,382	8,382
確保目標量 (人・日)	平日	6,293	6,293	8,463	8,463	8,463
	長期休暇	2,425	2,425	2,425	2,425	2,425
	合計	8,718	8,718	10,888	10,888	10,888

※令和2～3年度のニーズ量の見込みについては、利用実績。令和4年度以降については、推計値。

サービスの確保方策

- 幼稚園の預かり保育のニーズ量は、令和4年度以降は令和2年度から令和4年度までの2号認定園児数（保育園を利用する園児の保護者と同様の就労要件がある園児）の推計数に令和2年度及び令和3年度の平均利用回数（平日14回 長期33回）を乗じて推計し、平日6,342人、長期休暇2,040人とします。
- 町内2つの幼稚園では、1日当たり平均で、平成26年度から令和4年度までの最大値として平日39人、長期休暇等96.8人相当の預かり保育を実施してきた過去の実績があります。
- このことから、少なくとも1日当たり平日39人（217日開設）、長期休暇等97人（25日開設）年間10,888人・日の預かり保育の提供が可能であると捉えることができます。
- そこで、これを確保目標量として設定し、ニーズ量に適宜対応して保育サービス量を提供します。

(3) 一時保育事業等（幼稚園等における預かり保育以外）

現 状

保護者のパート勤務（週3日程度）や家族の病気、冠婚葬祭等様々な事情で、家庭での保育が一時的に困難になった場合、1か月につき14日を限度として未就学児（満1歳以上）を預かる非定型的保育・緊急保育（定員：5人）を大口中保育園で実施しています。

また、大口中保育園では、保護者の育児等に伴う心理的または肉体的負担を解消する等の私的な理由により、一時的に保育が必要な未就学児（満1歳以上）を預かる育児リフレッシュ保育も実施しています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により523人・日と利用者が減少となりましたが、令和3年度には844人・日と増加傾向にあり、日によってはキャンセル待ちとなることもあるほど利用者数は増加しています。事業を利用する理由としては、保護者の就労やリフレッシュでの利用が大半を占めています。

また、令和4年度には利用定員を5人から6人に増加し、受入れを拡充しました。

実 績

	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
延べ利用者数（人・日）	132	546	842	681	659

量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の見込み（人・日）	523	844	888	960	960
確保目標量（人・日）	1,200	1,200	1,440	1,440	1,440

※令和2～3年度のニーズ量の見込みについては、利用実績。令和4年度以降については、推計値。

サービスの確保方策

- 一時保育事業等のニーズ量は、今後888人から960人と見込んでおります。
- 現在、定員6人、年間提供可能量1,440人・日（6人×240日）の一時保育を大口中保育園で実施しており、今後もこの体制を維持し、計画期間中のニーズ量の見込みを満たすだけのサービス量を確保していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

現 状

平成 28 年度までは、各児童センターにおいて地域子育て支援拠点事業に類する事業（南児童センター：めだか広場、北児童センター：コアラ広場、西児童センター：ちびっこ広場〔対象：3歳までの親子〕、3児童センター：なかよし〔対象：当該年度に3歳になる親子〕）を実施してきました。

平成 29 年度に北保育園の建て替えに合わせて子育て支援センターを設置し利用者支援事業を行うことに伴い、児童センターで行う地域子育て支援事業を地域子育て支援拠点事業に位置づけ、子育てコンシェルジュ的な立場での相談業務をはじめ、お楽しみ会やおしゃべりカフェ等親子がゆったりと気軽に過ごせる場所を提供するなど、開設した子育て支援センターが子育て支援の中核的な拠点となって、各児童センターと分担・連携を図りながら各種子育て支援拠点事業を実施するようになりました。

また、町が事業主体の子育て支援事業の他に、子育て支援のNPO等が保健センターや北児童センター、南児童センターを会場に「親子ふれあい広場」を引き続き実施しています。

なお、こうした子育て支援事業の拡充にともない、町内の4つの保育園で実施してきた園庭開放事業の役割が一定達成できたことから、各園での園庭開放事業は、平成 31 年度より「一緒に遊ぼう会」に名称を変え、各園年間 14 回から年間 2 回に縮小して実施するようになりました。

一方、保育ニーズが増加傾向にあること、出生数が減少していることから、年々利用者が減少しており、地域子育て支援拠点事業としての事業展開の転換期にきています。

実 績

		H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
園庭開放	(人・日)	832	584	633	475	472
南児童センター (人・日)	なかよし	327	160	536	351	370
	めだか広場	1,211	1,119	748	570	601
西児童センター (人・日)	なかよし	251	225	418	713	403
	ちびっこ広場	1,095	1,483	1,314	1,085	913
北児童センター (人・日)	なかよし	300	289	830	746	519
	コアラ広場	1,653	1,970	1,346	1,015	808
親子ふれあい広場 (人・日)		390	373	461	442	277
延べ利用者数 (人・日)		6,059	6,203	6,286	5,397	4,363

量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の見込み(人・日)	2,745	2,178	1,534	1,500	1,470
確保目標量(人・日)	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920

※令和2～3年度のニーズ量の見込みについては、利用実績。令和4年度以降については、推計値。

サービスの確保方策

- 0～2歳児保育の利用者が増加するのに伴って、児童センターのニーズ量は令和2年度の2,745人・日/年をピークに減少していくことが見込まれます。
- こうしたニーズ量の見込に対して、これまでの実績を踏まえると、子育て支援センターが開設され地域子育て支援拠点事業を本格的に開始した平成29年度の延べ利用者数5,397人から園庭開放を除いた4,922人分(≒4,920人分)は、少なくともサービス提供が可能な人数と捉えることができます。
- そこで、これを確保目標量として設定することによって、ニーズ量の見込に見合うサービス量を確保していくものとします。
- また、利用者が減少傾向であることや家庭状況が変化していることから、よりきめ細やかな支援が実施できるよう今後ニーズの把握に努め、子育て支援センターと連携しながら新たな支援の形を模索していくものとします。

(5) 病児保育事業

現 状

病時期、病気回復期で幼稚園や保育園、学校等における集団生活が困難な児童（幼稚園児、保育園児、小学校1年生から3年生ままで）を日中一時的に預かる病児・病後児保育を扶桑町内の医療機関において定員枠2名（本町と扶桑町）で実施しています。

核家族化が進み、周りに助けが求められない家族もいることから、一定のニーズがあり、今後も事業内容の充実を見据えながら継続して実施していく必要があります。

しかしながら、コロナウイルス感染症による利用控え等の影響により、令和2年度の実績は、年間延べ13人、令和3年度は年間延べ24人とどまっています。

実 績

	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
延べ利用者数（人・日）	45	14	32	50	48
定員（人/日）	2	2	2	2	2

量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の見込み（人・日）	13	24	24	39	39
確保目標量（人・日）	480	480	480	480	480

※令和2～3年度のニーズ量の見込みについては、利用実績。令和4年度以降については、推計値。

サービスの確保方策

- 計画期間中に最大年間39人・日の病児保育ニーズが見込まれます。
- 現在、定員2人、年間480人・日（2人×240日）の病児保育の提供が可能であり、ニーズ量の見込に十分対応でき、これを確保目標量として引き続きサービスを提供していきます。
- しかしながら、インフルエンザといった季節的に流行する感染症などによって利用が集中する事態も見受けられることから、利用実績の推移を注視しながら、必要に応じてサービス提供体制の拡充を検討していきます。
- また、本町利用者数が減少傾向であることから、制度の周知を図っていきます。

(6) すくすくサポート事業（子育て援助活動支援事業）

現 状

「仕事と育児の両立のために」を目標に、「子育てのお手伝いをしたい」という人が援助会員に、逆に「子育ての手助けをして欲しい」という人が依頼会員に会員登録をし、お互いに助け合いながら、仕事等と育児を両立できる環境づくりを支援する制度として、すくすくサポート事業を実施しており、この事業のコーディネーターを北児童センターに配置してマッチングを行っています。

令和4年度には、援助会員は7名、依頼会員は27名、令和3年度の延べ利用者数は61人・日となっています。

年度によって延べ利用者数は大きく増減しています。これは、特定の依頼会員が保育園の送迎や習いごとの付添い等で多頻度すくすくサポート事業を利用するような年度は年間の延べ利用者数が多くなり、このような依頼会員がいない年度は年間の延べ利用者数が少なくなることによるものです。

なお、平成26年度以降、1人の依頼会員の方が最も多く利用した回数は35回／年となっています。

実 績

		H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
会員数	援助会員	21	18	8	7	10
	依頼会員	27	31	11	15	21
延べ利用者数 (人・日)	就学前児童	89	74	1	9	86
	就学児童	0	0	0	0	2
	合計	89	74	1	9	88

量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の見込み(人・日)	7	61	48	48	48
確保目標量(人・日)	140	140	245	245	245

※令和2～3年度のニーズ量の見込みについては、利用実績。令和4年度以降については、推計値。

サービスの確保方策

- すくすくサポート事業のニーズの見込量は、これまでの延べ利用実績から勘案し、算出しました。
- その結果、計画期間中の延べ利用者数は48人・日が見込まれるとこととなります。
- これまでの実績から1人の援助会員の活動回数の最大値は35回／年であり、これを援助会員1人あたりのサービス提供可能量と仮定すると、令和4年度10月時点の実績である7名の援助会員の体制でも年間245人・日のサービスを提供することが可能であるとみなすことができます。
- そこで、これを確保目標量として設定することによって、ニーズの見込みに対応できるだけのサービス量を確保していくものとします。
- 一方、すくすくサポート事業は、お互いに支え合いながら地域ぐるみで子育てしていく事業の一つであり、本町の子育て文化を育んでいく上でも大切な事業です。ところが、すくすくサポート事業の認知度は決して高くないのが実情です。
- このため、SNSの利用、広報やホームページ及び各センターでの掲示板を活用するなど、本事業の周知を行い、援助会員と利用会員の双方の会員拡大と利用促進に努めていきます。

(7) 放課後児童健全育成事業

現 状

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に適正な遊びと生活の場を提供するため、児童センターや学校敷地内専用施設など4か所で放課後児童クラブを実施しています。子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、本町では平成27年4月に「大口町放課後健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を施行し、対象児童を小学校6年生まで拡大して運営しています。

平日の授業終了後から午後6時30分まで事業を各児童クラブで実施しているほか、土曜日は、西児童センターで午前8時30分から午後6時まで（※午前7時30分から午前8時30分まで延長時間）放課後児童クラブを開設しています。

また、本町独自制度として一時利用（保護者の急な都合等により児童が帰宅しても家庭に誰もいない時の一時利用）を実施しています。さらに、夏休み等の長期休暇期間中のみの利用者にも門戸を開放しています。加えて、保育園利用時とのギャップ解消の観点から、平成27年度より、土曜日・夏休み等の学校休業日の利用開始時間を公立保育園の開始時間に合わせて、1時間早くし午前7時30分から開始するようにしました。

これまで平日の利用者数（登録者数）はほぼ一貫して増加傾向にあり、増加する需要に对应していくため、平成27年度には各施設5～10人分の定員増を行いました。また、平成29年4月には大口西児童クラブを定員増（5人分）、平成29年7月には大口北児童クラブの定員増（50人分）、令和2年度には大口南児童クラブの定員増（35名分）を行い、増加するニーズ量に対して、受け入れの拡充に努めてきました。

一時利用についても全般的に増加傾向にあります。平日の利用者数が登録者数の概ね8割程度であることから、この余剰分によって概ね条例基準の定員の範囲内で受け入れを行うことができている状況にあります。

夏休みの利用については、平日は利用しない児童も多く利用することから、各児童センターや学校の別室を利用することによって平日より大幅に増加する需要に対応しています。

しかし、女性就業率の上昇傾向や工場跡地に住宅街ができたことこのように、増加傾向にある需要に対して条例基準の範囲内で受け入れに努めてきていますが、夏休み等の長期休暇期間における実施場所の確保や職員の確保が課題となっています。

実績

			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
利用者数 (人・日)	大口南 児童クラブ	平日	30	34	40	41	44
		一時利用平均	1.5	2.3	2.9	5.0	5.8
	大口北 児童クラブ	平日	55	82	88	94	92
		一時利用平均	3.2	3.7	4.7	4.6	5.8
	大口西 児童クラブ	平日	33	38	41	41	35
	西っ子 ファミリー	平日	28	34	36	36	31
		一時利用平均	2.3	4.9	3.7	2.3	4.5
	合計	平日	146	188	205	212	202
一時利用平均		7.0	10.9	11.2	11.8	16.0	
定員 (人・日)	大口南 児童クラブ	平日	35	40	40	40	40
	大口北 児童クラブ	平日	50	60	60	60	110
	大口西 児童クラブ	平日	35	40	40	45	45
	西っ子 ファミリー	平日	35	40	40	40	40
	合計	平日	155	180	180	190	235

※平日は4月1日現在。

※一時利用は、年間総利用者数を年間総開設日数で除したものの。

			2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30
利用者数 (人・日)	大口南 児童クラブ	夏休み等	21	25	20	24	37
	大口北 児童クラブ	夏休み等	16	26	37	45	59
	大口西 児童クラブ	夏休み等	0	23	20	18	14
	西っ子 ファミリー	夏休み等	19	20	16	13	7
	合計	夏休み等	56	94	93	100	117

量の見込みと確保目標量

			計画期間				
			R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ 量の見 込み (人・日)	大口南 児童クラブ	平日	67	65	70	70	70
		一時利用平均	3.6	4.0	5.0	5.5	5.5
	大口北 児童クラブ	平日	110	112	137	137	138
		一時利用平均	3.1	5.0	6.5	6.6	6.7
	大口西 児童クラブ	平日	45	51	44	42	43
		西っ子 ファミリー	平日	40	37	54	55
	合計	平日	262	265	305	304	306
		一時利用平均	8.2	11.6	17.6	19.0	19.0
確保 目標量 (人・日)	大口南 児童クラブ	平日	75	75	75	75	75
	大口北 児童クラブ	平日	110	110	110	135	135
	大口西 児童クラブ	平日	45	45	45	45	45
	西っ子 ファミリー	平日	40	40	40	40	40
	合計	平日	270	270	270	295	295

			計画期間				
			R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ 量の見 込み (人・日)	大口南 児童クラブ	夏休み等	/	22	22	20	20
	大口北 児童クラブ	夏休み等	/	35	38	45	45
	大口西 児童クラブ	夏休み等	/	/	11	12	12
	西っ子 ファミリー	夏休み等	/	24	26	30	30
	合計	夏休み等	/	81	97	107	107

※令和2年度はコロナウイルス感染症の影響により、夏休中に授業が行われたため実施なし。

サービスの確保方策

- 放課後児童クラブの平日のニーズ量は、計画期間中一貫して増加し続け、令和6年度には306人になることが見込まれます。
- 夏休み等の長期休暇や一時利用についても増加し、令和6年度には夏休み等の長期休暇が107人、一時利用が平均で19.0人になると見込まれます。
- 詳細にみると、大口北児童クラブの利用者数が急激な増加となっており、令和3年4月1日時点で112人に対し、令和4年4月1日時点で137人となっています。また、西学区の児童クラブも同様に増加しており、2つのクラブの合計人数が令和3年4月1日時点で88人に対し、令和4年4月1日時点で99人となっており、2つの学区において定員を超えている状況であります。
- 北児童クラブについては、今後もニーズが見込まれることを踏まえ、現在、一時利用の部屋として利用していた教室を利用し、定員の拡大を図ります。それでもなお不足分（令和5年度－2人、令和6年度－3人）は、クラブ室の稼働率が定員の8割程度あることから、空き部屋で受入れを行います。また、西っ子ファミリーの不足分（令和5年、6年度－15人）については、北児童クラブと同様、クラブ室の稼働率が定員の8割程度あることから、空き部屋での受入れを行うとともに、西っ子ファミリーと大口西児童クラブの児童の割り振り方により受入体制を整えますが、西っ子ファミリーが利用する西児童センターのセンター機能の低下を招くため、ニーズ量の確保と併せ、令和6年度を目途に新たな西児童クラブの整備を行います。
- それに伴い、職員の確保が必要になりますが、SNSを活用した職員の募集や広報やホームページでの早期の募集を行うとともに、夏休み等長い休みとなる期間中については、大学を通じて学生への案内や学校支援員への募集案内を行い、職員の増員に努めます。また、実施場所につきましては、実施するクラブにおける別室の確保など、弾力的な事業運営によってニーズ量に見合う定員の確保に努めます。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

現 状

子育て短期支援事業のショートステイは、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に、児童養護施設などにおいてその子どもの養育・保護を行う事業です。また、トワイライトステイは、共働きや残業などで帰宅が遅く家庭における子どもの養育が一時的に困難となった時に、児童養護施設などにおいて夜間に子どもを預かる事業です。

どちらの事業も町内では実施していません。また、利用実績もありませんが、必要になった時は町外の児童養護施設で対応していくことになっています。

実 績

	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
延べ利用者数（人・日）	0	0	0	0	0

量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)
ニーズ量の見込み（人・日）	0	0	0	0	0
確保目標量（人・日）	0	0	0	0	0

サービスの確保方策

- これまでの利用実績とニーズ量の見込みのいずれもありませんが、緊急事態が生じた場合は、管内の一宮児童相談センターを通じて、町外の児童養護施設で対応していくものとします。

(9) 養育支援訪問事業

現 状

養育支援が特に必要であると判断した家庭における適切な養育の実施を確保するために、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

現在は、養育支援訪問事業としては実施をしていませんが、乳幼児健診の機会や乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問事業）、本町の独自事業であるドアノッキング事業による民生委員の乳児家庭宅への訪問などを通じて、養育等の面でリスクを抱えている家庭である状況を把握した際には、保健師等につなげて、定期的な見守りとフォローアップを行うなどの体制が整っています。

実 績

	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
延べ利用者数（人・日）	-	0	0	0	0

※養育支援事業は、現在実施していないが、乳児家庭全戸訪問や民生委員によるドアノッキング時に継続して見守る必要があると判断した場合は、健康生きがい課の保健師が個別に対応している

量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の見込み（人・日）	0	0	0	0	0
事業実施予定（人・日）	無し	無し	無し	無し	無し

サービスの確保方策

- 引き続き、養育の面でリスクを抱える家庭に対しては、保健師等による定期的な見守りや乳幼児健診後のフォローアップ、母子家庭等への日常生活支援員の派遣を行うなど養育支援を進めるものとし、特に養育支援訪問事業として実施しないものとします。

(10) 利用者支援事業

現 状

利用者支援事業は、子どもとその保護者、または妊婦等の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在は、妊産婦・乳幼児を対象に保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士による育児や栄養、母乳の相談、歯科の相談、身体計測を行っている子育て相談などの他、福祉子ども課や健康生きがい課でも常設的に電話や面接による相談に応じており、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行っています。

平成 29 年度に北保育園の建て替えに合わせて、大口町子育て支援センターを開設し、利用者支援事業（基本型）として、子育て支援員（子育てコンシェルジュ）を配置することによって子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等の役割を担うとともに、保健センターで実施する健診等に出向き、子育てサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行っています。

実 績

	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
延べ利用者数（人・日）	-	-	-	6,157	9,511
基本型（か所数）	-	-	-	1 か所	1 か所

量の見込みと確保目標量

		計画期間				
		R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)
ニーズ量の 見込み（か所数）	基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 （か所数）	基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

サービスの確保方策

- 令和 2 年度には、利用者支援事業（母子保健型）を組み合わせた「大口町子育て世代包括支援センター」を開設し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、保健師等や子育て支援員の専門家が相談に応じ、必要に応じて関係機関との連携を強化しながら、切れ目ない支援を行っていきます。

(11) 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

現 状

乳児家庭の孤立を防ぐために、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し子育て支援の情報提供、母子の健康状態や養育環境の把握や保健指導を行う赤ちゃん訪問事業を実施しています。未熟児や虐待の疑い等がある家庭に対しては、担当地区の保健師が継続的な相談支援を行っています。

また、赤ちゃん訪問に加えて、生後5か月と満1歳の計3回、各地区の主任児童委員と担当民生委員・児童委員が訪問するドアノッキング事業を本町独自の事業として実施しています。

地域とのつながりをつくるきっかけになるとともに、課題を抱かえる親子の早期発見に役立っています。

実 績

	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
延べ利用者数（人）	235	215	245	248	230

量の見込み

		計画期間				
		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の 見込み	対象者数（人）	202	203	208	208	208
事業実施予定		有り	有り	有り	有り	有り

※令和2～3年度のニーズ量の見込みについては実績値。令和4年度以降は0歳児の推計児童数。

サービスの確保方策

- 0歳児の推計人口を乳幼児家庭数として見込み、これらすべての家庭を対象に赤ちゃん訪問員（保健師や助産師）が訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談に応じていきます。また、ハイリスク家庭に対しては、引き続き保健センターの保健師が訪問することによって対応していきます。
- また、赤ちゃん訪問事業と連携しながら、本町の独自事業であるドアノッキング事業を引き続き推進します。
 - ・実施体制：助産師：1人、保健師：1人（ハイリスク家庭の訪問）

(12) 妊婦健康診査

現 状

妊娠中の定期的な健診の受診を促して安全に出産ができるように、14回分の妊婦健診及び産婦健診受診票を発行し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。

なお、助産所及び愛知県外の医療機関を利用する場合は償還払いによって対応しています。

乳児虐待のリスクとなる産後うつ病の早期発見を目的とし平成 28 年度より産後うつ病のスクリーニング項目を追加しました。

妊産婦健診委託医療機関からの健診結果報告や連絡票の送付により要支援妊産婦の把握が可能となっています。

実 績

	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
延べ利用者数 (人)	2,964	2,741	2,773	2,897	2,832

量の見込み

		計画期間				
		R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)
ニーズ量の	対象者数 (人)	202	203	208	208	208
見込み	健診回数 (回)	2,282	2,842	2,912	2,912	2,912

※令和 2、3 年度のニーズ量の見込みについては実績値。令和 4 年度以降は 0 歳児の推計児童数に、妊婦健診 14 回を乗じた数を計上。

サービスの確保方策

- 0 歳児の推計人口を妊婦健康診査の対象者数として見込み、すべての対象者に対して妊娠期の健康診査の受診を促進していきます。
 - ・実施場所：愛知県内及び愛知県外の医療機関等
 - ・実施体制：母子健康手帳交付時に受診票を発行（助産所及び愛知県外の医療機関を受診した場合は償還払い）
 - ・検査項目：健康状態の把握、血圧測定、尿検査、血液検査、保健指導等
 - ・実施時期：妊娠期
- 今後も健診結果を活用し医療機関と連携して妊産婦の健康状態を確認していきます。

(13) 幼稚園の給食における実費徴収にかかる補足給付事業

現 状

本事業は、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園に通う子どもが当該施設から食事の提供(副食の提供に限る。)を受けた場合において、その保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額に対して、世帯の所得の状況等を勘案して、市町村がその一部を補助する事業です。

量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の見込み(人)	34	42	36	38	38
確保目標量(人)	50	50	50	50	50

サービスの確保方策

- 幼稚園に子どもを通わせている保護者のうち、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもについて実費負担分を援助します。

(14) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

サービスの確保方策

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化にあたり、保育園・認定こども園(保育部)を利用する人は必要な手続きはありませんが、認定こども園(教育部)は、保育の必要性があつて預かり保育を利用する人のみ、幼稚園は全ての人が手続きをする必要があります。また、保育の必要性があつて認可外保育施設等を利用する人は、無償化にあつて全ての人が手続きをする必要があります。

給付申請手続きにおいては、保護者にとってのわかりやすさや利便性を考慮しつつ、各利用施設の協力のもと申請書類の取りまとめを依頼するものとします。また、過誤請求・支払いの防止に努めつつ、施設等利用給付の公正かつ適正な支給を行います。

大口町子ども・子育て支援事業計画 別冊

発行：令和5年3月 / 大口町

編集：大口町健康福祉部福祉こども課

〒480-0126

愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目 35 番地

Tel 0587-94-1222 Fax 0587-94-0052

Mail fukusikodomo@town.oguchi.lg.jp